

### 第32回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和5年1月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第32回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜			9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>欠席委員は8番 柏瀬委員であります。</p> <p>推進委員の出席は20名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第4号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)に係る市長からの協議について  
以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達して  
おりますので、これより第32回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後3時02分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

4番 藤生委員、11番 森山委員を指名いたします。ご異議ございません  
か。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局  
長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理につい  
て、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が4件、筆数が4筆、面積が1,568㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が18件、筆数が26筆、面積が9,456.  
93㎡です。

合計いたしまして、件数が22件、筆数が30筆、面積が11,024.9  
3㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページに、第5条の届出を3ページ  
から7ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と  
いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の8ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたしま  
す。

1月の申請件数は2件でした。

主査

1番、申請地は奥戸町地内の畑、1,160㎡ほか1筆、計1,599㎡です。譲受理由は現在も利用権で耕作しており便利なため、譲渡理由は労力不足で管理が難しく手離したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は議案書39ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて2番、申請地は山下町地内の田、519㎡です。譲受理由は父の土地を引き継いで耕作を続けるため、譲渡理由は高齢であり離農したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与です。

調査書は議案書40ページにあります。各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の39ページをご覧ください。

調査年月日は令和5年1月16日、月曜日、午前9時から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、桐生委員、森山委員、河内委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地2筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計77筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の所有地と隣接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

議長 続いて2番を上程いたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

議長 2番 桐生委員。

議長 2番 桐生です。

議長 実情調査の結果を報告いたします。

議長 資料の40ページをご覧ください。

議長 調査年月日、調査班は、1番と同じです。

議長 調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

議長 今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計32筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

議長 申請地は譲受人の自作地に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

議長 また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

議長 【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 事務局の説明を求めます。

議長 議案書の9ページをお開きください。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議長 1月の申請件数は9件で、一般住宅が5件、太陽光が4件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

議長 では、議案書41ページをお開きください。

議長 1番、申請地は小俣町地内の田、2,737㎡ほか2筆、計3,973㎡で

主査

す。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル720枚を1,857.6㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書49ページをお開きください。

2番、申請地は名草下町地内の田、976㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル187枚を477.28㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書50ページをお開きください。

3番、申請地は名草中町地内の田、578㎡ほか4筆、計2,285㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル420枚を1,083.6㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書51ページをお開きください。

4番、申請地は奥戸町地内の田、686㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル136枚を305.3㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は賃貸借による地上権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書52ページをお開きください。

5番、申請地は堀込町地内の田、367㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積114.27㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書53ページをお開きください。

6番、申請地は堀込町地内の田、369㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積129.18㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。  
現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)  
議案書54ページをお開きください。

7番、申請地は堀込町地内の田、369㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積112.94㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。  
現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)  
議案書55ページをお開きください。

8番、申請地は堀込町地内の田、415㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積108.48㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。  
現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)  
議案書56ページをお開きください。

9番、申請地は島田町地内の田、214㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、隣接する雑種地1筆と一体的に利用し、延床面積125.87㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。  
現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)  
以上、5条許可申請9件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 森山委員。

11番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の41ページをご覧下さい。

調査年月日と調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。電力需要家と直接売電契約

を結ぶため、経済産業省の認定によらない発電設備となっています。

発電出力は396.0キロワットで、売電単価は税抜き11円、年間約470万円の売電収益となり、8年目には収支がプラスになる計画です。

なお、転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。土地の買収価格については、売電収入を目安に設定しており、近年は単価が下がっていることから土地の価格も下がっていると説明がありました。

なお、隣接する水路や官地の草刈は同社で計画的に実施するそうです。また、北東に住宅敷地が近接することから、住民に対して説明を行い、工事によって配管などの設備に支障が及ばないように配慮をお願いし、了承を得ました。

申請地は、東は畦畔および畑、北は畑および宅地、南と西は水路です。水路機能が維持されれば、残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は小俣町北部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から9番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から9番まではそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の11ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。はじめに、農業経営基盤強化法に基づく利用権の設定および移転についてご説明いたします。

12ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。表の1行目、貸借権設定について、件数が14件、

面積が26,516㎡です。所有権移転については、件数が19件、面積が41,999.40㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を13ページから15ページまでに、所有権移転を16ページから21ページまでに掲載しております。

審議の後、承認をいただきましたら、1月31日付けで公告の手続きを行います。よろしくお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員の退席を求めます。

【午後3時27分 退席】

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した藤生委員の出席を求めます。

【午後3時28分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、15番 遠藤委員の退席を求めます。

【午後3時28分 退席】

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した遠藤委員の出席を求めます。

【午後3時29分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の3番から14番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の3番から14番まではそのように決定いたしました。

次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代い

たします。

【午後3時30分 議長交代】

議長

続いて所有権移転の1番から4番までを上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、13番 長谷川委員の退席を求めます。

【午後3時31分 退席】

議長

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、所有権移転の1番から4番まではそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した長谷川委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午後3時32分 出席・議長交代】

議長

続いて、所有権移転の5番から19番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、所有権移転の5番から19番まではそのように決定いたしました。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画 配分計画方式（農地中間管理事業分）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の22ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画・配分計画方式の決定について、ご説明いたします。本計画は、中間管理事業の配分計画方式によるものです。この後の議案第4号と関連しております。

12ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法に基づく中間管理権の設定についての総括表です。表の1行目、貸借権設定について、件数が1件、面積が959㎡です。

詳細につきましては、24ページに掲載しております。

審議の後、承認をいただきましたら、1月25日付けで公告の手続きを行います。よろしくお願いいたします。

議長

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画 配分計画方式（農地中間管理事業分）はそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の25ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議について、ご説明いたします。

26ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法に基づく配分計画についての総括表です。表の1行目、貸借権設定について、件数が3件、面積が4,944㎡です。

詳細につきましては、27ページに掲載しております。番号1が、先ほどの議案第3号で承認いただいたものの配分計画でございます。番号2及び3は、すでに中間管理権の設定が完了しているもので、この度、配分が決まったものです。

配分計画の案についてご承認いただきましたら、農業委員会から特段の意見がない旨の意見書を、県へ提出することとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします

議長 本件について意見を求めます。

10番 10番 星野委員。

10番 10番 星野です。

申請番号2番について、質問いたします。

本件は、設定する利用権が賃借権となっておりますが、賃借料の欄が0円です。賃借料が0円の場合、通常は賃借権ではなく使用貸借になると思いますが、なぜ、賃借権となっているのでしょうか。

主幹 民法第601条によりますと、賃貸借の効力が発生するためには「賃借人が賃料を支払うこと」が、要件のひとつとして定められております。賃借料の支払いがない貸し借りは、星野委員ご指摘のとおり、民法に規定する使用貸借に該当します。

本件につきましては、栃木県農業振興公社によりますと、圃場整備に関連した中間管理による農地の貸し借りにおいては、将来的に借り手が変わること使用貸借から賃借権に変更するケースが想定されますが、その場合の事務手続きが大変煩雑であるため、0円での賃借権を認めている、とのこと。3条許可や利用権設定における使用貸借を、賃借料0円の賃借権として一律に取り扱うことではございませんので、ご承知いただければと思います。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他にございませんか。

それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号はそのように承認いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、事務局の報告を求めます。

主幹

議案書の28ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

届出地は大沼田町にあります田、2筆、面積は合計いたしまして1,383㎡です。太陽光発電設備用地として、令和4年11月24日付けで、農地法第5条の規定による届出書が提出され受理いたしました。このたび届出受理の取消願が届出者から提出されました。取消の理由は、設定しようとする権利の種類に錯誤があったためです。具体的には、地上権の設定をしようとしたものですが、売買による所有権の移転に変更となるものです。願出に基づき、令和4年12月22日付けで届出受理の取消を行いました。また、権利の種類を変更した第5条の届出書が同日付で提出され、受理しており、本日の議案書5ページの番号10に掲載をしております。以上、ご報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、12月27日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第32回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後3時45分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月27日

足利市農業委員会

4番委員

11番委員